

尾張旭市国民保護協議会 会議録

1 日時

平成27年1月22日（木）

開始 午後3時

終了 午後3時30分

2 場所

尾張旭市役所3階 講堂

3 出席委員 20名

市長、愛知県守山警察署長（代理）、副市長、都市整備部長、消防長、尾張旭市婦人消防クラブ会長、尾張旭市歯科医師会長（代理）、瀬戸旭長久手薬剤師会会員、中部電力(株)旭名東営業所長、東邦瓦斯(株)瀬戸営業所長、(株)NTTフィールドテクノ名古屋東フィールドサービスセンタ長、愛知県エルピーガス協会瀬戸旭分会副会長、日本赤十字社尾張旭市地区奉仕団委員長（代理）、尾張旭市自治連合協議会代表（代理）、愛知県尾張県民事務所長、愛知県尾張建設事務所長（代理）、愛知県瀬戸保健所長（代理）、尾張旭市土木業協会副理事長、尾張旭市建築業協会長、尾張旭市管工事業協同組合代表理事

4 欠席委員 3名

教育長

尾張旭市消防団長

瀬戸旭医師会長

5 傍聴者 0名

6 事務局出席職員

総務部長 野村 孝二、災害対策監兼災害対策室長 伊藤 成人、災害対策室長補佐 加藤 博英、災害対策室主事 深谷 和義、災害対策室主事補 小西 浩範

7 議題等

尾張旭市国民保護計画の変更について

8 議事

<p>災害対策監兼 災害対策室長</p>	<p>ただいまから、尾張旭市国民保護協議会を開会させていただきます。</p> <p>それでは、はじめに本協議会の会長であります市長よりあいさつ申し上げます。</p>
<p>市 長</p>	<p>(市長あいさつ)</p>
<p>災害対策監兼 災害対策室長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの出席委員は、20名であります。</p> <p>尾張旭市国民保護協議会条例第4条第2項による定足数（過半数）に達しております。協議会は有効に成立することとなります。</p> <p>なお、尾張旭市国民保護協議会運営要綱第5条に基づき本会議は公開の対象とするとともに、会議録作成のため録音させていただきますので、御了承ください。</p> <p>それでは、協議会に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>(資料確認)</p> <p>不足ありましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。</p> <p>非常に前置きが長くなりました。</p> <p>それでは、会長であります市長に議題の進行をお願いします。</p>
<p>市 長</p>	<p>本日の議題は、「尾張旭市国民保護計画の変更について」の1議題であります。</p> <p>ではまず、尾張旭市国民保護計画の変更について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>災害対策監兼 災害対策室長</p>	<p>それでは、国民保護計画の概要を説明させていただきます。</p> <p>概要の説明に入ります前に本日配布した資料の訂正をお願いします。</p> <p>新旧対照表ですが、8ページの右側（修正後）の上から2行目の⑥の文字が要支援者となっておりますが、避難行動要支援者が正しいため、追記をお願いします。</p> <p>同じく、8ページの右側（修正後）の中段に「障害者」の表記がありますが、「障がい者」の過ちであります。「がい」の字を平仮名に修正をお願いします。</p> <p>続いて、国民保護計画の概要であります。4番の法令、指針の改廃に伴う用語整理におけるイですが、文後半の「及び要支援者」との文面を削除してください。</p>

災害対策監兼
災害対策室長

裏面の2行目において、尾張旭市「障がい」の表記の仕様に関する取扱指針、との表記がありますが、仕様の字は使う・用いるの使用の誤りでありますので訂正をお願いします。

それでは、本題に入ります。

この尾張旭市国民保護計画は、平成18年度に策定され、以後平成21年度に協議会を開催し一部変更を行い、今回の修正前の計画のなっています。

本来、法律では軽微な変更として、例えば住居表示の変更、行政機関の名称の変更等、委員の皆様へ承認していただくような事項にあたらぬ変更事項については、協議会を開催せずに変更することができることになっていましたが、実際には平成21年度以降、今回の会議まで変更してありませんでした。

従いまして、なぜ今回変更するのかというものも入っています。

例えば、長久手市の市制施行は平成24年1月でしたし、市の機構改革で安全安心課から今の災害対策室に変更となったのが平成25年4月でした。

これらは、本来すでに変更していなければいけない軽微な変更でありましたが、今回の会議に併せて変更させていただきます。

今後、気を付けて事務を遂行していきますので、御了承ください。

それでは、A4横長の「新旧対照表」を使って説明させていただきますので、お手元に「新旧対照表」を御用意ください。

まず、1ページ表の右側の「備考欄」に「表記の整理」としてあります、障害者の表記についてであります。本市では平成22年12月1日に「尾張旭市障がいの表記の使用に関する取扱指針」を決定し、害の漢字をひらがなの「がい」とすることにしました。

今回この変更を行うものです。

中段備考「市制施行」は、先ほどの長久手市の変更です。

次の「情報の更新」は、最新の主要輸送道路を記載しました愛知県の図面を変更しております。

併せて尾張旭市の位置の経度、緯度の変更をしております。

2ページに移ります

平均気温及び降水量を最新の情報に変更し、人口、高齢者の割合、土地利用形態の割合なども最新の情報に更新しました。

2ページ下段ですが、機構改革による組織の改正により国民保護事務担当部署を市民生活部安全安心課から総務部災害対策室に修正いたしました。

3ページ上段の市民生活部長を修正後総務部長に修正しました。

中段の「備考」「対策の整備」につきましては、非常通信体制の確保として、すでに活用されています緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）と全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を追加記述しております。

これらは、「国民の保護に関する基本指針」の中で「通信の確保」として平素からの備えに活用し、管理・整備をしていくことと規定されたためです。

なお、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）とは、避難指示等の情報や住民救済などの情報を、機密性の高い電子メール等により官邸から都道府県や市町村にインターネットを經由せず、伝わってくる情報手段であります。市民に伝達されることはないシステムであります。

また、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）とは、緊急地震速報や弾道ミサイル情報など、対処時間に余裕のない事態が発生した場合に、国が人工衛星経由で送信された緊急情報を市が受信し、防災行政無線を自動的に起動させ、サイレンや音声放送で市民に知らせるシステムのことであります。

官邸から消防庁に伝達され、人工衛星を介して市町村の防災行政無線から市民へと伝えられます。

3 ページ下段及び4 ページ上段は障がい者の表記関連です。

4 ページ中段は、先ほどと同様、すでに運用しております、市民への情報伝達手段である J - A L E R T の管理・運用を確実に実施する旨の規定を追加記述したものです。

4 ページ下段ですが、「尾張旭市地域防災計画」の修正でもありましたが、災害対策基本法の改正に伴うものですが、災害時要援護者を避難行動要支援者に変更いたします。

5 ページですが、生活関連施設の種類と所管省庁の表中の変更です。平成24年6月27日に原子力規制委員会設置法が施行されたことにより、核に関する物質の従来の所管省庁であった文部科学省及び経済産業省等から原子力規制委員会と変更となりました。

なお、下段以降は省略させていただきます。

6 ページにつきましても、中段までは組織の改正によるものですが、下段の「自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等」につきましては、防衛省設置法の改正などにより、陸・海・空それぞれの自衛隊の担当所管名称の整理によるものでございます。

7 ページ上段につきましては、警報の伝達方法として「J - A L E R T」を活用し、防災行政無線による市民への伝達を追加記述したものです。

なお、本市ではすでに平成24年3月より J - A L E R T により、市内66箇所の固定系防災行政無線屋外子局を自動起動できるように運用を開始しております。

<p>災害対策監兼 災害対策室長</p>	<p>7 ページ中段以降は、前述しました災害対策基本法の改正等によるものであります。</p> <p>8 ページ上段の訂正していただいた避難行動要支援者への変更は、災害対策法の改正による用語の変更によるものであります。</p> <p>8 ページ下段の大規模集客施設等における施設滞在者等の避難については、「国民の保護に関する基本指針」の変更による追加表記です。</p> <p>9 ページですが、上段は国の所管省庁の変更によるものであります。これは、厚生労働省から内閣府へ、厚生労働大臣から内閣総理大臣へ変更となったものです。</p> <p>9 ページ中段から下段につきましては、住民基本台帳法等の改正により外国人登録原票が廃止されたことによるものです。</p> <p>また、第7章武力攻撃災害への対処では、市地域防災計画に「原子力災害対策計画」を別に作成し、対策の整備をすることになったための記述を追加したものです。</p> <p>以上で「尾張旭市国民保護計画の変更について」の説明を終わります。</p> <p>よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>市 長</p>	<p>ただいま説明しました尾張旭市国民保護計画の変更について、御質問などがあればお受けいたします。</p>
<p></p>	<p>(意見・質問なし)</p>
<p>市 長</p>	<p>御意見、御質問もないようですので、ただいま説明いたしましたこのことについて原案どおり決することについて、御異議ございませんか。</p>
<p></p>	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>市 長</p>	<p>御異議なしと認めますので、尾張旭市国民保護計画の変更については原案どおり決定いたします。</p> <p>後日、尾張旭市国民保護協議会会長の名で、尾張旭市に対しまして変更案の通り答申を行いますので、御承知おきください。</p> <p>本日の議題は終了しましたので、進行を事務局へ返します。</p>

災害対策監兼
災害対策室長

それでは、次第の3 「その他」であります。

今後の国民保護計画のスケジュールですが、答申に基づきまして、愛知県と正式協議を行います。

愛知県知事からの回答があり、尾張旭市市議3月議会において尾張旭市国民保護計画変更の報告を市長から行っていただき、3月末には市民の皆様へ公表という段取りになりますので、御承知おきください。

本日は、慎重に御審議賜りありがとうございました。これをもちまして、尾張旭市国民保護協議会を終了させていただきます。